

第76回“社会を明るくする運動”

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～



“社会を明るくする運動”は、すべての国民の皆様が、犯罪や非行の防止と立ち直りについての理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、新たな被害者も加害者も生まない明るい地域社会を築くための全国的な運動です。昭和26年に始まって以来、今年で76回目を迎えました。

社会の中で犯罪や非行から立ち直ろうとする人を支援する「更生保護」は、まさに安全・安心な社会の基盤となる取組です。この更生保護を支えているのが、「保護司」をはじめとする更生保護ボランティアであり、過去の過ちから立ち直ろうとする人々に寄り添い、再出発を助けています。

我が国の更生保護の取組は、海外でも高く評価されており、令和7年12月に採択された「再犯防止に関する国連準則」でも、推奨される取組の一例として、保護司(hogoshi)が紹介されています。しかし、国内において、その取組は必ずしも身近な存在として認識されていないのが現状です。

そこで、第76回運動では、「『保護司』をはじめとする更生保護ボランティアを広く知ってもらおう」という統一テーマを掲げ、より一体的に運動を展開することとしました。

政府といたしましては、本運動への賛同を示す“幸福(しあわせ)の黄色い羽根”のもと、更生保護が「あたりまえ」に知られる存在となり、立ち直りの支援の輪が更に広がるよう取り組んでまいります。

国民の皆様には、ぜひ更生保護の取組や意義に関心をお寄せください。そして、安全・安心な社会の実現のため、それぞれの立場でできることに思いを馳せ、一歩踏み出していただけますと幸いです。あなたの一歩が、社会を支える力になります。

内閣総理大臣

高市早苗

第76回“社会を明るくする運動” ～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～ 実施要綱

中央推進委員会

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、新たな被害者も加害者も生まない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な活動です。

1 第76回“社会を明るくする運動”の「統一テーマ」

「保護司」をはじめとする更生保護ボランティアを広く知ってもらおう

- 「更生保護」は、国、地方公共団体、民間が協力して、犯罪や非行から立ち直ろうとする人たちを支援する取組であり、とりわけ、「保護司」をはじめとする多くの更生保護ボランティアは、そのような人たちを地域社会で支え、再出発を助けています。
- 日本の更生保護の取組は、良好な治安を支えるものとして、海外でも高く評価されており、令和7年12月に国連総会で採択された「再犯防止に関する国連準則」でも“hogoshi”が紹介されていますが、国民の認知度は必ずしも高くありません。
- 社会経済の状況や地域社会、犯罪情勢等が大きく変化する中で、更生保護が機能していくためには、更生保護の取組に対する国民一人一人の理解と協力がより一層必要となります。
- そこで、“社会を明るくする運動”の様々な取組を通じ、「保護司」をはじめとする更生保護ボランティアの存在や役割を広く国民に知ってもらうことを第76回の「統一テーマ」として、活動を展開することとします。

2 「統一テーマ」を踏まえた具体的な活動展開の例

- (1) 中央推進委員会、都道府県推進委員会及び地区推進委員会を構成する機関・団体やその他関係機関・団体が発行する広報誌等において、保護司や更生保護ボランティアの紹介記事を掲載する。
- (2) 地域の各種イベントの挨拶などの機会を活用して更生保護ボランティアの活動について紹介する。
- (3) 保護司や更生保護ボランティアの活動をテーマとするシンポジウムや講演会などを開催し、広く地域住民に参加を呼び掛ける。
- (4) 小中学校・高校等における授業・学習や作文コンテストの実施の機会などを捉え、保護司等が学校を訪問して、非行防止や立ち直りをテーマとした講話を行うなど、学校と更生保護ボランティアが関わる機会を設ける。

- (5) 「国際更生保護ボランティアの日」関連の企画、各地の名所・建造物のイエローライトアップ、各種の街頭広報活動を行う際には、更生保護ボランティアの存在や役割を知ってもらえるよう工夫するとともに、それが広く報道されるよう努める。
- (6) 「保護司になるなんて、思ってもみなかった。」のポスター掲示、リーフレット設置及び動画放映について、新たな掲示先等の確保を図り、あるいは、保護司や更生保護ボランティアの活動に関する情報を SNS やホームページなどで発信する。
- (7) その他の活動においても、「統一テーマ」を踏まえた内容となるよう工夫する。

3 この運動の組織

この運動は、中央推進委員会、都道府県推進委員会及び地区推進委員会により推進することとします。

(1) 中央推進委員会

中央推進委員会は、別添掲記の機関・団体により組織し、次のような活動を行うこととします。

ア この運動の基本的な方針を定めること。

イ 内閣総理大臣メッセージ、「幸福（しあわせ）の黄色い羽根」、「更生ペンギンのホゴちゃん」、法務省保護局ホームページ等を活用するなどして、「統一テーマ」を踏まえた中央行事を企画・実施すること。

ウ 都道府県推進委員会及び地区推進委員会の活動内容の充実や組織強化等を支援すること。

エ この運動の実施結果を取りまとめ、全国に周知すること。

(2) 都道府県推進委員会・地区推進委員会

都道府県推進委員会及び地区推進委員会は、都道府県、市区町村等を単位として広く関係機関・団体の参加を得て組織し、中央推進委員会と連携しつつ、次のような活動を行うこととします。

ア 地域の実情に応じ、「統一テーマ」を踏まえた取組を企画・実施すること。

イ この運動の推進に寄与する活動を行う団体又は個人に対する支援及び協力を行うこと。

4 強調月間等

例年のとおり、7月を“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～強調月間とします。再犯の防止等の推進に関する法律においても、同じく7月が「再犯防止啓発月間」とされています。

運動の推進に当たっては、近年の夏季の気温上昇を踏まえ、効果的かつ安全に活動を実施する観点から、活動の実施時期・方法等を工夫することとします。

中央推進委員会を構成する機関・団体一覧

別添

[官公庁]

最高裁判所 内閣府 警察庁 金融庁 消費者庁 こども家庭庁 デジタル庁 復興庁 総務省
法務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 外務省 財務省 環境省
防衛省 最高検察庁

[司法]

日本弁護士連合会 日本司法書士会連合会 日本公証人連合会 日本司法支援センター

[士業団体]

日本行政書士会連合会 日本税理士会連合会 全国社会保険労務士会連合会 日本土地家屋調査士会連合会

[警察]

(公財)全国防犯協会連合会 (一財)全日本交通安全協会 (公社)全国少年警察ボランティア協会

[自治]

全国知事会 全国市長会 全国町村会

[金融関係]

(一社)全国銀行協会 (一社)全国信用金庫協会 (一社)全国地方銀行協会
(一社)第二地方銀行協会 金融経済教育推進機構

[経済・産業]

(一社)日本経済団体連合会 日本商工会議所 全国商工会連合会 全国中小企業団体中央会 石油連盟
全国商店街振興組合連合会 全国石油商業組合連合会 (一社)日本百貨店協会 (一社)日本民営鉄道協会
(公社)日本バス協会 (公社)全日本トラック協会 (一社)日本自動車整備振興会連合会
(一社)全国LPガス協会 (一社)全国建設業協会 (公社)日本中国料理協会
全国興行生活衛生同業組合連合会 全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会
(一社)日本アミューズメント産業協会 (一社)建設産業専門団体連合会

[労働]

日本労働組合総連合会 労働者福祉中央協議会

[農業]

(一社)全国農業協同組合中央会

[社会・厚生]

(福)全国社会福祉協議会 全国民生委員児童委員連合会 (福)中央共同募金会
(福)テレビ朝日福祉文化事業団 (福)NHK厚生文化事業団 (公社)日本社会福祉士会
(公社)日本精神保健福祉士協会 全国地域活動連絡協議会 (一財)児童健全育成推進財団
(公財)麻薬・覚せい剤乱用防止センター (一社)日本臨床心理士会
(一社)全国地域生活定着支援センター協議会 (公社)日本公認心理師協会
(一社)公認心理師の会 (一社)日本農福連携協会 (一社)日本作業療法士協会

[教育]

全国高等学校長協会 全日本中学校長会 全国連合小学校長会 (公社)日本PTA全国協議会
(一社)全国高等学校PTA連合会 (公社)全国公民館連合会 法科大学院協会
(一社)日本ソーシャルワーク教育学校連盟

[文化・芸術]

(公社)日本将棋連盟 (公財)日本棋院 (公財)日本美術院
(公財)文化財保護・芸術研究助成財団 (一社)落語協会 (公社)日本作曲家協会

[報道関係]

(一社)日本新聞協会 日本放送協会 (一社)日本民間放送連盟 (公社)ACジャパン

[スポーツ・体育]

(公財)日本スポーツ協会 (一社)日本野球機構 (公社)日本プロサッカーリーグ (公財)全日本剣道連盟
(一財)全日本剣道道場連盟 (公財)全日本柔道連盟 (一財)日本フットサル連盟 (公財)JKA
(一財)日本ボクシングコミッション (公社)日本アメリカンフットボール協会 (一社)日本女子プロゴルフ協会
(公財)日本ラグビーフットボール協会

[青年運動・女性運動]

全国女性団体連絡協議会 日本青年団協議会 (一社)日本勤労青少年団体協議会
(公社)全国子ども会連合会 (公財)ボーイスカウト日本連盟 (公社)ガールスカウト日本連盟

[その他]

(公財)日本宗教連盟 (公財)交通道德協会 (一財)平和協会 (公財)あしたの日本を創る協会 日本赤十字社
(公財)日本財団

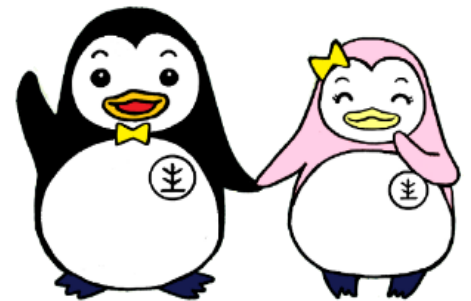
[法務省関係]

(公財)矯正協会 (公財)全国教諭師連盟 (公財)全国篤志面接委員連盟 (更)日本更生保護協会
(更)全国保護司連盟 (更)全国更生保護法人連盟 (一社)日本更生保護女性連盟 (特非)日本BBS連盟
(更)立川更生保護財団 (認特)全国就労支援事業者機構 全国人権擁護委員連合会

※事務局長は、法務省大臣官房秘書課長とし、事務局は、法務省保護局更生保護振興課に置く。

第76回“社会を明るくする運動” コンセプト

更生保護ボランティアに対する国民の認知度を向上させ、
誰もが“あたりまえ”に更生保護を知る社会の実現へ



“社会を明るくする運動”は

すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、新たな被害者も加害者も生まない安全で安心な明るい地域社会を築く全国運動

犯罪等の防止を含めた「更生保護」への
理解と協力を促す重要な取組

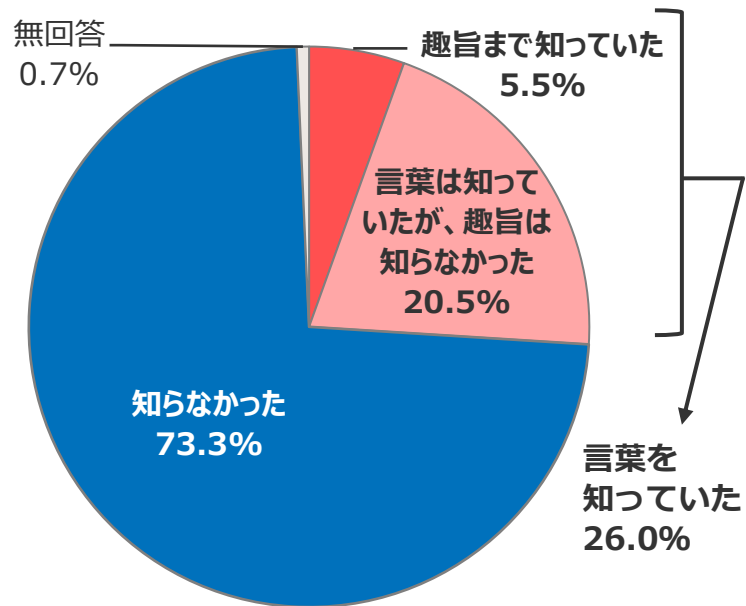
“社会を明るくする運動”は

- 昭和26年に始まって以来、広く関係機関・団体の皆様の参加を得ながら、国民運動として取組を継続し、発展してきた。
- 更生保護を社会に浸透させる役割を担ってきた。
- 一方で、近時、社会経済・地域社会・犯罪情勢等が変化する中で、この運動の在り方について、様々な御意見も寄せられている。



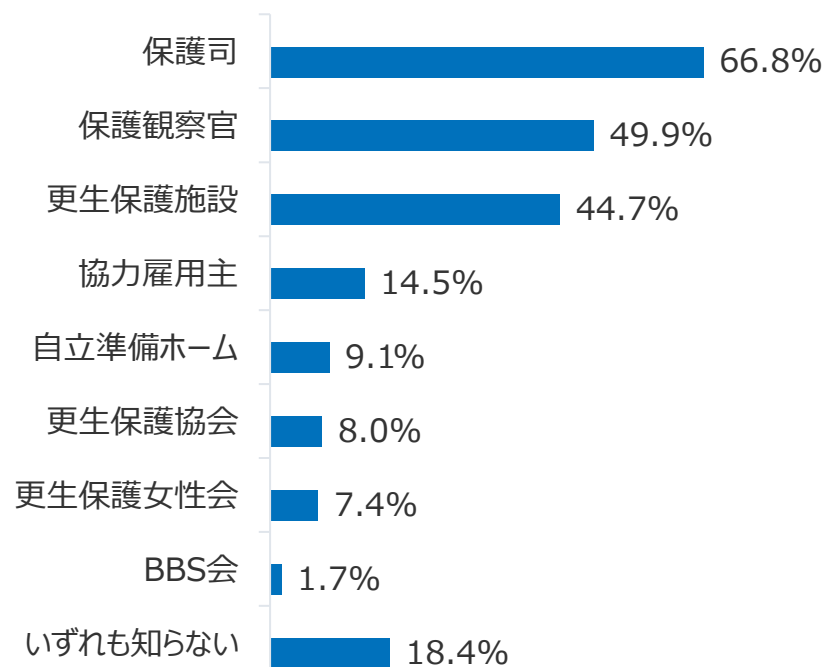
「更生保護制度に関する世論調査」(令和7年)の結果 ※速報値

「社会を明るくする運動」の認知度・理解度



(※) 過去の認知度(「言葉を聞いたことがあるか」)
39.1% (H21) → 34.2% (H26) → 27.8% (H30)

更生保護に携わる民間協力者等の認知度



- ・ これまでの運動にもかかわらず、認知度が低下している
 - ・ 更生保護が社会で果たしている役割や活動内容を伝えきれていない
- ➔ より効果的な運動としていくことが求められる

今こそ、更生保護を知ってもらうことが必要

地域の理解・協力を広げる必要

地域社会のつながりが徐々に希薄化している中、立ち直りを支え、安全・安心な社会を築くためには、犯罪予防を含めた更生保護に対する地域の方々の理解や協力を広げていくことが必要

活動のしやすさ・担い手確保

更生保護を担っている保護司をはじめとする更生保護ボランティアも、国や地方自治体も、国民の理解が広がるほど活動しやすくなるし、新たな担い手の確保にもつながる

個人・企業の行動促進

個人、企業から、様々な形での応援、支援、参加など、具体的な行動がもたらされる

様々な意見で更生保護を進化

様々な意見やアイデアにより、更生保護をより機能的なものに進化させることが可能となる

更生保護を国民のみんなに知ってもらうために

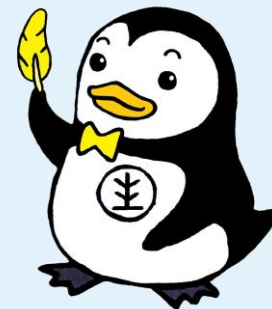
更生保護の役割や活動を、より効果的に伝えていくために、“社会を明るくする運動”の関係者（中央、都道府県、地区の推進委員会を構成する機関・団体）が、より具体的な共通の方向性をもって、一体的に運動を行うことが必要

➔ **統一テーマを設定**



第76回運動の統一テーマ

**「保護司」をはじめとする
更生保護ボランティアを
広く知ってもらおう**



第76回運動の統一テーマ

「保護司」をはじめとする 更生保護ボランティアを広く知ってもらおう

このテーマとした理由

1 日本の更生保護の大きな特徴は、保護司をはじめとする更生保護ボランティアに支えられていること

2 令和7年12月、保護司法が改正され、①保護司の適任者確保、②保護司の活動環境の改善、③保護司の安全確保などの規定が整備され、報道等を通じて「保護司」を見聞きする機会が増えていること

3 令和7年12月に国連総会で採択された「再犯防止に関する国連準則」でも、推奨されるボランティアの取組の一例として、保護司（hogoshi）が紹介されたこと

具体的な活動展開例

(あくまで一例であり、統一テーマを意識して創意工夫をお願いします)

広報誌等に掲載

(実施要綱 2 (1))



関係機関・団体が発行する広報誌等に保護司等の更生保護ボランティアの紹介記事を掲載

- 地方公共団体をはじめ関係機関・団体が発行する広報誌等の媒体は、多様な方々が手にして見るものであり、そこに更生保護ボランティアの活動記事が紹介されることは、広報の効果として大きいと考えられる
- これを全国的な活動として多くの媒体で展開することにより、その効果はさらに高まる

地域のイベントでの挨拶

(実施要綱 2 (2))



地域の各種イベントの挨拶等の機会に保護司等の更生保護ボランティアの活動を紹介する

- 地域で行われる各種のイベントや行事は、集まった地域の方々に、直接面前で伝えられる大きなチャンス
- 主催者や来賓の挨拶等の場面において、短くてもかまわないので、「更生保護」「保護司」「更生保護ボランティア」の取組などの話を盛り込む

具体的な活動展開例

(あくまで一例であり、統一テーマを意識して創意工夫をお願いします)

シンポジウム・講演会

(実施要綱 2 (3))



保護司等の更生保護ボランティアをテーマとするシンポジウム・講演会等を開催し、広く参加を呼びかける

- 更生保護に特化したシンポジウム等を計画せずとも、既存のシンポジウムや講演会等の一部で、保護司や更生保護ボランティアをテーマに取り上げてもらうなどの工夫をする
- より多くの方に伝わるよう、そのWeb配信や実施された内容の要旨の活用なども考慮する

学校で更生保護に触れる

(実施要綱 2 (4))



授業・学習や作文コンテストの機会等を捉え、児童・生徒が保護司等とかわる機会をつくる

- 小学校や中学校等の時に、更生保護に触れる機会を創ることが、将来的にも更生保護への理解を促進する素地になると考えられる
- 学校で、保護司等による非行防止教室や作文コンテストの事前説明等を行わせていただき、児童、生徒とともに、立ち直りや社会の安全、安心について考える

具体的な活動展開例

(あくまで一例であり、統一テーマを意識して創意工夫をお願いします)

イベント実施と報道への呼び掛け

(実施要綱 2 (5))



各種の啓発イベントで、保護司等の更生保護ボランティアの存在や役割を伝える工夫をする
とともに、それが広く報道されるよう努める

- 例えば、建物等のイエローライトアップをする際、“社会を明るくする運動”という言葉よりも、「更生保護」「保護司」「更生保護ボランティア」の意味が伝わるよう、ポスター掲示や資料配布その他の工夫をする
- 新聞・テレビで、そのイベントの趣旨をしっかりと報道してもらえるよう働き掛ける

ポスター等の掲示・SNS等の発信

(実施要綱 2 (6))



新たなポスターの掲示先等の確保を図るとともに
SNS等により、保護司等の更生保護ボランティアの活動を積極的に発信する

- 「保護司になるなんて、思ってもみなかった。」のポスターやリーフレット等を多くの国民に見ていただき、考えていただく観点から、効果的な掲示場所等の確保に努める
- 更生保護ボランティアの活動について、自身や関係機関・団体が積極的にSNSやHP等で発信する

「更生保護」を日本の“あたりまえ”に

「更生保護」は、警察、検察、裁判所、刑務所と比べて、国民の認知度が明らかに低い。

- ➔ 更生保護を国民の誰もが“あたりまえ”に知っている状態を実現することで、更生保護は、もっと取り組みやすくなり、多くの賛同や協力も得られて、立ち直りを支える安全・安心な社会の実現へと大きく進んでいく。
- ➔ “社会を明るくする運動”が、その大きなエンジンとなる。

